

毎週火、金曜日発行（但休日を除く）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇訓令 山林事務所処務規程等の廃止
- ◇告示 森林法による保安林の解除予定
測量法による基本測量の実施
- ◇選管告示 公職選挙法により当選証書を附与した県議会議員の住所氏名
- ◇教委訓令 事務局及び学校以外の教育機関の執務時間及び職員勤務時間に関する規程
事務局及び学校以外の教育機関の休息時間に関する規程
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集
- ◇公告 昭和三十七年度の建築塗装工及び家具工の二級技能検定合格者
毒物及び劇物取締法による毒物劇物取扱試験実施要領

訓令

鳥取県訓令第八号

地方農林振興局

山林事務所処務規程等を廃止する訓令を次のように定める。

昭和三十八年五月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

山林事務所処務規程等を廃止する訓令

次に掲げる訓令は、廃止する。

- 一 山林事務所処務規程（昭和三十年四月鳥取県訓令第八号）
- 二 耕地事務所処務規程（昭和三十年四月鳥取県訓令第十号）

附 則

この訓令は、昭和三十八年五月十日から施行する。

告 示

鳥取県告示第二百三十号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受け

たから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和三十八年五月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所
日野郡溝口町金屋谷字栃谷原一の一（「次の図」に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源のかん養

三 解除の理由
道路敷地とするため

（「次の図」は省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び溝口町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第二百三十一号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受け
たから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和三十八年五月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所
日野郡溝口町大内字芝山一〇五八（「次の図」に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源のかん養

三 解除の理由
指定理由の消滅

（「次の図」は省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び溝口町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第二百三十二号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、建設省国土地理院長から次のとおり
基本測量を実施する旨の通知があつたので、同条第三項
の規定により告示する。

昭和三十八年五月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 作業種類
基本測量（基準点測量）

二 作業期間
昭和三十八年五月 二十日から
昭和三十九年三月三十一日まで

三 作業地域
鳥取市

岩美郡国府町、福部村
気高郡気高町
八頭郡郡家町、船岡町、河原町

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十九号

昭和三十八年四月十七日執行の鳥取県議会の議員の一般選挙における当選人で、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百五条の規定により当選証書を附与した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

昭和三十八年五月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義

選挙区 住 所 氏 名 附与月日

鳥取市選挙区

鳥取市卯垣一五四の一	広田 幸一	四月二十二日
鳥取市浜坂四六四	上根 政幸	四月二十二日
鳥取市立川町四丁目三六	井上 安榮	四月二十二日
鳥取市国安九一の一	千代西尾泰章	四月二十二日
鳥取市倭文四二一の四	加藤 重藏	四月二十二日
鳥取市藪片原町三三の一	廣田 藤衛	四月二十二日
鳥取市古海一八	徳沢 義夫	四月二十二日

米子市選挙区

米子市錦町二丁目七三	土谷 栄一	四月二十二日
米子市夜見町二、七六五	西村 清則	四月二十二日
米子市西福原三〇八	戸田 俊巳	四月二十二日
米子市加茂町一丁目三三	森本 繁藏	四月二十二日
米子市加茂町二丁目八七	栗林 力吉	四月二十二日
米子市道笑町二丁目九〇	妹尾 三男	四月二十二日

倉吉市
選挙区
倉吉市上井町二丁目四の九 河崎 巖 四月二十二日

倉吉市明治町一、〇一八 竹の家啓三郎 四月二十二日

倉吉市山根三四九 小谷 善高 四月二十二日

倉吉市西仲町二、六五一 伊藤 武夫 四月二十二日

境港市
選挙区
境港市新屋町四一 安田 貞榮 四月二十二日

境港市竹内町一〇二 竹中 榮 四月二十二日

岩美郡
選挙区
岩美郡岩美町大字大谷六四 奥田憲太郎 四月二十二日

岩美郡岩美町大字大谷六七 前田 玄一 四月二十二日

八頭郡
選挙区
八頭郡河原町大字曳田二畝 太田實太郎 四月二十二日

八頭郡那家町大字米岡七五 山本 昇造 四月二十二日

八頭郡若桜町大字若桜六八 木島 公之 四月二十二日

八頭郡用瀬大字用瀬四八 三宅 章 四月二十二日

八頭郡智頭町大字芦津四三 武田・克人 四月二十二日

気高郡
選挙区
気高郡気高町大字浜村七 岩田 滝夫 四月二十二日

気高郡青谷町大字奥崎三五 山本 寿延 四月二十二日

東伯郡
選挙区
東伯郡赤碕町大字赤碕一、五九六 林原 嘉武 四月二十二日

東伯郡東郷町大字久見壹 秋久 勲 四月二十二日

東伯郡東伯町大字八橋一、四四一 堀江 実蔵 四月二十二日

東伯郡東郷町大字小鹿谷二七七 藤井 政雄 四月二十三日

東伯郡羽合町大字上浅津一一六の二 島田 安夫 四月二十六日

西伯郡
選挙区
西伯郡西伯町大字東上一、〇一〇 生田 泰治 四月二十二日

西伯郡岸本町吉長六の二 野坂 浩賢 四月二十二日

西伯郡名和町大字御来屋 角田 勇一 四月二十二日

西伯郡中山町東積二八二 末次忠太郎 四月二十二日

日野郡
選挙区
日野郡溝口町白水一四一 松原 一男 四月二十二日

日野郡江府町大字吉原八七 新見 修 四月二十二日

日野郡日南町河上六九八 入澤 輝 四月二十二日

教育委員会訓令

鳥取県教育委員会訓令第一号

事務局 本庁

学校以外の教育機関

教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の執務時間及び職員勤務時間に関する規程を次のように定める。

昭和三十八年五月十日

鳥取県教育委員会

教育委員会事務局及び学校以外の教育機関

の執務時間及び職員勤務時間に関する

規程

(執務時間)

第一条 教育委員会事務局及び学校以外の教育機関(以下「教育委員会事務局」という。)の執務時間は、日曜日及び休日を除き毎日午前八時三十分から午後五時十五分までとする。ただし、土曜日については午前八時三十分から午後零時三十分までとする。

(勤務時間)

第二条 教育委員会事務局の職員の勤務時間は、午前八時三十分から午後五時十五分までとし、午後零時十五分から午後一時まで四十五分間を休憩時間とする。ただし、土曜日については午前八時三十分から午後零時三十分までとする。

(執務時間及び勤務時間の特例)

第三条 特例の理由により、学校以外の教育機関において前二条に規定する執務時間及び勤務時間により難いときは、当該機関の長は教育長の承認を得て別にこれを定めることができる。

附 則

この訓令は、昭和三十八年五月一日から施行する。
鳥取県教育委員会訓令第2号

事務局 本庁
学校以外の教育機関

休憩時間に関する規程を次のように定める。

昭和三十八年五月十日

鳥取県教育委員会

休憩時間に関する規程

(休憩時間)

第一条 休憩時間は勤務時間に含まれ、これに対しては給与を支給する。

第二条 休憩時間は午後零時から午後零時十五分まで及び午後五時から午後五時十五分までの各々十五分間とする。ただし、土曜については午後零時十五分から午後零時三十分までとする。

第三条 休憩時間は、前条の時間内に与えられなかつた場合においても、繰りこされることはない。

(休憩時間の特例)

第四条 勤務条件の特殊性により第二条の規定により難しい場合は、各所属長は教育長の承認を得て休憩時間につき別にこれを定めることができる。

附 則

この訓令は、昭和三十八年五月一日から施行する。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十八号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十八年五月十日

鳥取県教育委員会委員長 萩原 治郎

- 一 日時 昭和三十八年五月十四日 午前十時
- 二 場所 鳥取市 鳥取県教育委員会教育委員室
- 三 議題
 - 1 県営財産取得について
 - 2 その他

公 告

職業訓練法 (昭和35年法律第133号) 第25条及び職業訓練法施行令 (昭和35年政令第199号) 第2条の規定により実施した昭和37年度の建築塗装工及び家具工の2級の技能検定の合格者は、次のとおりである。

昭和38年5月10日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検定種別	選抜	折技	第2次試験場	合格者氏名				
建築塗装工			鳥取県総合職業訓練所	時男 敏保 敏好 均 一之 昭宏 敏彦				
			米子職業訓練所	津原 高住 輝夫 保利 湯谷 彰 渡 阿部 孝一				
家具工			鳥取県総合職業訓練所	河西 智多 賢 豊美 金山 山根 敏				
				山根 功 森本 善雄 阿部 阿部 敏				
				新川 春海 西田 武司 福本 福本 敏				
				荒田 良男 岸本 四郎 一徳 角田 宣均				
				中島 武男 下田 牧田 一徳 角田 宣均				
				牧田 幸治 牧田 福田 秀治 弘 加藤 一				
				渡辺 勇雄 福田 米村 信明				
				早稲田 忠雄 進 田賀 信明				
				故本 進 田賀 信明				

家具工	植物製作物業 梅子製作	鳥取県総合職業訓練所	吉田 政治 八幡 章美
			谷口 寿親 奥田 勇 安養寺一正 植村 信一

毒物及び劇物取締法 (昭和25年法律第303号) 第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

昭和38年5月10日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 1 期日及び場所
 - 昭和38年6月11日 (火曜日) 午前9時30分から午後3時30分まで
 - 鳥取市東町 鳥取県庁講堂
 - 2 試験の種類及び科目
 - (1) 筆記試験
 - ア 毒物及び劇物に関する法規
 - イ 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法。
- ただし、農業用のみを受験する者に対する筆記試験の毒物及び劇物の範囲は、別記のとおりとする。

(2) 実地試験
毒物及び劇物の識別及び取扱方法。ただし、農業用のみを受験する者に対する実地試験の範囲は、筆記試験の場合と同様とする。

3 受験手続

受験希望者は、毒物及び劇物取締法施行細則（昭和25年3月鳥取県規則第9号）第2条に規定する受験申請書に500円の鳥取県収入証紙をはりつけ、次の書類を添えて、昭和38年5月31日までに、所轄保健所長に提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 戸籍抄本
- (3) 写真（申請前6月以内に、脱帽で半身を撮影した名刺判で、台紙にはりつけていないもの。）2枚
- (4) 麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者、精神病者又はおし、つんば、盲若しくは色盲の者でないことを証する医師の証明書。

- 1 黄りん、硫化リン及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 2 クラレー及びこれらを含有する製剤
- 3 ソアン化合物及びこれらを含有する製剤、但し、ペルリン青、黄血塩、赤血塩、ロダン化合物及び石灰窒素並びにこれらのいずれかを含有する製剤を除く。
- 4 水銀化合物及びこれらを含有する製剤。但し、朱、甘汞、黄色ヨード汞、オレイソ酸水銀、白降汞及びこれらのいずれかを含有する製剤を除く。
- 5 ニコチン、その塩類及びこれらのでいずれかを含有する製剤。ただし、ニコチンとして10%以下を含有するものを除く。
- 6 砒素、その化合物及びこれらのでいずれかを含有する製剤
- 7 モノフルオール酢酸、その塩類及びこれらのでいずれかを含有する製剤
- 8 テトラエチルピロホスファイト及びこれらを含有する製剤

9 ヘキサエチルテトラホスファイト及びこれらを含有する製剤

10 ジエチルパラニトロフェニルチオホスファイト及びこれらを含有する製剤

11 ジメチルパラニトロフェニルチオホスファイト及びこれらを含有する製剤

12 エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホイト及びこれらを含有する製剤

13 バラクロルフェニルジアゾチオウレテ、その塩類及びこれらのでいずれかを含有する製剤

14 2-クロール-4-メチル-6-ジメチルアミノピリミジン、その塩類及びこれらのでいずれかを含有する製剤

15 オクタメチルピロホスホルアミド及びこれらを含有する製剤

16 ジメチルエチルマルガナトエチルチオホスファイト及びこれらを含有する製剤

17 モノフルオール酢酸アミド及びこれらを含有する製剤

18 ジニトロクロール、その塩類及びこれらのでいずれ

かを含有する製剤

19 2,4-ジニトロ-6-(1-メチルプロピル)-7-エノール及びこれらを含有する製剤。2,4-ジニトロ-6-(1-メチルプロピル)-7-エノール2%以下を含有するものを除く。

20 リン化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤

21 ヘキサクロロエボキソクタヒドロエントドジマタノナフタリン及びこれらを含有する製剤

22 ヘキサクロロヘキサヒドロマタノベンゾネキサチエピクサキサイド及びこれらを含有する製剤

23 テルカノールアソモニウム-2,4-ジニトロ-6-6-(1-メチルプロピル)-7-エノラート及びこれらを含有する製剤。ただし、トリエタノールアソモニウム-2,4-ジニトロ-6-(1-メチルプロピル)-7-エノラート及びこれらを含有する製剤を除く。

24 オクタクロルテトラヒドロマタノクラン及びこれらを含有する製剤

- 25 ジメチル—(ジエチルアミド)—1—クロロクロトニル) —ホスファイト及びこれを含有する製剤
- 26 亜鉛塩類、ただし、炭酸亜鉛及び雷酸亜鉛を除く。
- 27 アソモニキ水。ただし、アソモニキ10%以下を含有するものを除く。
- 28 塩酸及びその含有物。但し、塩化水素10%以下を含有するものを除く。
- 29 塩素酸塩類及びこれを含有する製剤。ただし、燐酸素を除く。
- 30 過酸化水素を含有する製剤。ただし、過酸化水素3%以下を含有するものを除く。
- 31 苛性カリ及びこれを含有する製剤。但し、水酸化カリウム5%以下を含有するものを除く。
- 32 苛性ソーダ及びこれを含有する製剤。但し、水酸化ナトリウム5%以下を含有するものを除く。
- 33 クロルピクリン及びこれを含有する製剤
- 34 硅弗化水素類塩類
- 35 銅塩類。但し、雷銅を除く。

- 36 ニコチンとして10%以下を含有する製剤
- 37 ニ酸化炭素及びこれを含有する製剤
- 38 バリウム化合物。但し、硫酸バリウムを除く。
- 39 ホルムアルデヒド含有物。但し、ホルムアルデヒド1%以下を含有するものを除く。
- 40 ロテノン及びロテノン含有する生薬(ナリス根魚藤根の類)並びにこれらのいずれかを含有する製剤。但し、ロテノン2%以下を含有するものを除く。
- 41 硫酸及びその含有物。但し、硫酸10%以下を含有するものを除く。
- 42 アロクスチル
- 43 2—4ジニトロ—6—ジクロロヘキシルフェノール及びこれを含有する製剤。ただし、2—4—ジニトロ—6ジクロロヘキシルフェノール15%以下を含有する製剤を除く。
- 44 ベンタクロルフェノール、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、ベンタクロルフェノールとして5%以下を含有するものを除く。

- 45 2—イソプロピル—4—メチルピリミジル—6—ジエチルチオホスファイト及びこれを含有する製剤
- 46 ジクロルベンジル酸、その化合物及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、ジクロルベンジル酸として15%以下を含有するものを除く。
- 47 ヘキサクロロヘキサヒドロジメタナフタリン及びこれを含有する製剤。ただし、ヘキサクロロヘキサヒドロジメタナフタリン5%以下を含有するものを除く。
- 48 ヘキサクロロエボキソクタヒドロエノンジメタナフタリン及びこれを含有する製剤。ただし、ヘキサクロロエボキソクタヒドロエノンジメタナフタリン5%以下を含有するものを除く。
- 49 硝酸タリウム及びこれを含有する製剤。ただし、硝酸タリウム0.3%以下を含有し、黒色に着色され、かつトウガラシエキスを用以て著しく着色味されているものを除く。
- 50 硫酸タリウム及びこれを含有する製剤。ただし、硫

- 酸タリウム0.3%以下含有し、黒色に着色され、かつトウガラシエキスを用以て著しく着色味されているものを除く。
- 51 リン化亜鉛及びこれを含有する製剤。ただし、リン化亜鉛1%以下を含有し、黒色に着色され、かつトウガラシエキスを用以て著しく着色味されているものを除く。
- 52 ニ臭化エチレン及びこれを含有する製剤。ただし、ニ臭化エチレン50%以下を含有するものを除く。
- 53 1.4.5.6.7—ペンタクロロ—3.4.7.7a—テトラヒドロ—4.7—(8.8—ジクロロメタノ) —イソフエノン及びこれを含有する製剤。ただし、1.4.5.6.7—ペンタクロロ—3.4.7.7a—テトラヒドロ—4.7—(8.8—ジクロロメタノ) —イソフエノン20%以下を含有するものを除く。
- 54 クロルメチル及びこれを含有する製剤。ただし、容量300立方センチメートル以下の容器に収められた殺虫剤であつてクロルメチル50%以下を含有するものを除く。

- 55 砒弗化水素及びこれを含有する製剤
- 56 ジメチル2・2—ジクロロピピルホスフエイト及びこれを含有する製剤
- 57 トリエタノニルアソモニカム2・4—ジエトロ—6—(1—メチルプロピル)—アエノラート及びこれを含有する製剤
- 58 ジメチル2・2—トリクロロ—1—ヒドロキシエチルホスホネイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジメチル2・2—トリクロロ—1—ヒドロキシエチルホスホネイト10%以下を含有するものを除く。
- 59 ジエチル—4—クロルフエニルメルカプトメチルジチオホスフエイト及びこれを含有する製剤
- 60 ジエチル—2・5—ジクロルフエニルメルカプトメチルジチオホスフエイト及びこれを含有する製剤
- 61 六塩化ベンゼン
- 62 ジプロムタロプロバン及びこれを含有する製剤
- 63 ジクロルフエニル及びこれを含有する製剤
- 64 テトラエチルメチレンビスジチオホスフエイト及び

- これを含有する製剤
- 65 2・4—ジニトロ—6—(1—メチルプロピル)—アエノール2%以下を含有する製剤
- 66 エヌ—メチル—1—ナフチルカルバマート及びこれを含有する製剤。ただし、エヌ—メチル—1—ナフチルカルバマート3%以下を含有するものを除く。
- 67 ベーター—(2—(3・5—ジメチル—2—オキシソクロヘキシル)—2—ヒドロキシエチル)—グルタルイミド及びこれを含有する製剤。ただし、ベーター—(2—(3・5—ジメチル—2—オキシソクロヘキシル)—2—ヒドロキシエチル)—グルタルイミド0.2%以下を含有するものを除く。
- 68 トリナチル錫化合物及びこれを含有する製剤。ただし、トリナチル錫化合物2%以下を含有するものを除く。
- 69 テクロレイン
- 70 2・3—ジ—(ジエチルジチオホスホロ)—パラジオキサソ及びこれを含有する製剤

- 71 過酸化尿素及びこれを含有する製剤。ただし、過酸化尿素17%以下を含有するものを除く。
- 72 チオシテノ酢酸エチルエスチル及びこれを含有する製剤
- 73 ジメチルエチルメルカプトエチルジチオホスフエイト及びこれを含有する製剤
- 74 ジメチル—4—メチルメルカプト—3—メチルフェニルチオホスフエイト及びこれを含有する製剤
- 75 エチルエヌ—(ジエチルジチオホスホリ—エチル)エヌメチルカルバマート及びこれを含有する製剤
- 76 ジメチル—(エヌ—メチルカルバミルメチル)—ジチオホスフエイト及びこれを含有する製剤
- 77 ジメチルジプロムジクロルフエニルホスフエイト及びこれを含有する製剤
- 78 トリフェニル錫化合物及びこれを含有する製剤。ただし、トリフェニル錫2%以下を含有するものを除く。
- 79 テラストサイジソドその塩類、及びこれらのいずれかを含有する製剤

- 80 ジメチルエチルメルフェニルイソプロピルチオホスフエイト及びこれを含有する製剤
- 81 ジメチル—(2・4—ジクロルフエニル)—チオホスフエイト及びこれを含有する製剤
- 82 トリナチル錫化合物及びこれを含有する製剤
- 83 ジメチル—ジチオホスホリ—フェニル酢酸エチル及びこれを含有する製剤